

本資料は、令和8年8月25日第5回社会福祉法人会計基準等検討会資料について、当日のご意見を反映し整理したもの（変更部分は赤字）

第6回社会福祉法人会計基準等検討会

令和8年9月30日

参考資料

課題と論点に対する構成員の意見を踏まえた対応の方向性等（案）

目次

- 1 社会福祉連携推進法人会計基準等の
見直しについて**
- 2 他の法人形態で適用されている会計
基準や会計処理の適用の要否について**

1 社会福祉連携推進法人会計基準等の 見直しについて

論点1 社会福祉連携推進法人の業務(資産の貸付業務の追加)に関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点1-1) 損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。	○社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、損益計算書内訳表に資産の貸付業務の記載欄が無いいため、様式を変更する必要があると考えられる。
(論点1-2) 資産貸付業務に関する勘定科目の追加の必要があるか。	○社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、勘定科目の追加の必要があると考えられる。
(論点1-3) 転リース取引の会計処理の明示の必要があるか。	○社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、転リース取引にかかる会計処理について、社会福祉連携推進法人会計基準の改正の必要性を整理する必要があると考えられる。 ○また、社会福祉連携推進法人において、新リース会計基準の適用の必要性について検討し、会計基準について併せて整理する必要があると考えられる。
(論点1-4) 社会福祉法人会計基準における勘定科目の追加の必要があるか。	○社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、社会福祉法人会計基準の勘定科目について追加の必要があると考えられる。

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
（論点1－1） 損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、損益計算書内訳表には資産の貸付業務の記載欄が無いため、様式を変更する必要があると考えられる。 ○ <u>この点について、社会福祉連携推進法人会計基準（省令）を改正し、損益計算書内訳表の「社会福祉連携推進業務会計」中、現行の「貸付業務」欄を「資金貸付業務」に改めるとともに「資産貸付業務」欄を追加してはどうか。</u>

○社会福祉連携推進法人会計基準
（令和三年厚生労働省令第百七十七号）

第二号第二様式（第十九条関係）

社会福祉連携推進法人名

損益計算書内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月

現行の「貸付業務」を
「資金貸付業務」に変更

（単位：円）

勘定科目		社会福祉連携推進業務会計							その他の 業務会計	法人 会計	合計
		地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務	物資等供給業務	共通			
収益	受取会費										
	業務収益										
	社会福祉連携推進業務収益										
	社会福祉連携推進業務受取利息										
	その他業務収益										
	補助金等収益										

「資産貸付業務」を追加

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点1－2) 資産の貸付業務に関する勘定科目の追加の必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、勘定科目の設定が必要か検討する必要がある。 ○ 現行、社会福祉連携推進法人の勘定科目は、一般社団法人では勘定科目に関する詳細な規定がないことから、社会福祉法人の勘定科目を基本として中区分までを記載するとともに、損益計算書内訳表の作成上の留意事項において、「本様式の勘定科目については、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。」と規定されている。 ○ <u>この点について、現行の社会福祉連携推進法人会計基準は、社会福祉法人会計基準に慣れ親しんだ方々が社会福祉連携推進法人の計算書類等を作成することを念頭に、実務上、過度な負担とならないよう配慮した経緯があることを踏まえ、使用する勘定科目を明らかにすることを目的に、社会福祉連携推進法人会計基準（省令）等を改正し、『資産の貸付業務』に関する勘定科目（中区分）を追加してはどうか。</u> (案) ・ 社会福祉連携推進業務貸貸収入 ・ 社会福祉連携推進業務賃借支出 ・ 社会福祉連携推進業務貸貸収益 ・ 社会福祉連携推進業務賃借費用

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点

（論点1－3）
転リース取引の会計
処理の明示の必要が
あるか。

対応の方向性

- ①新リース会計基準の適用について
- 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、「新リース会計基準」という。）により、企業会計におけるリース会計基準が改正され、国際的な会計基準と同様、新リース会計基準において借り手は、リース取引について「使用権資産」と「リース債務」を貸借対照表に計上することになる。※2028年3月期より原則適用、2026年3月期より早期適用可能とされている。
 - この点について、社会福祉連携推進法人においては、上場企業等とは取引の規模や複雑性、利害関係者の情報ニーズや範囲などが異なることから、必ずしも企業会計と同水準の会計処理は求められていないと考えられ、また、新リース会計基準導入に伴う負担が大きいことが想定されることから、新リース会計基準は適用しないと整理してはどうか。
 - このことに伴い、関係通知を改正して、リース会計基準に準じて会計処理を行うとする現行の記載を見直し、その上でリース取引にかかる従来の会計処理のなかで関係通知において明示されていなかった取扱いを追加してはどうか。
- ※関係通知：
- ・社会福祉連携推進法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知）
 - ・社会福祉連携推進法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（課長通知）
- （削除案）
【課長通知（一部抜粋）】
10 リース会計について
（1）リース会計処理について
企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉連携推進法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点

（論点1－3）
転リース取引の会計
処理の明示の必要が
あるか。

対応の方向性

（追加案（なお、太字部分が追加箇所））

【局長通知（一部抜粋）】

5 リース取引に関する会計（会計基準省令第6条第1項関係）

（1）リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。

ア リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。

イ 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものを所有権移転ファイナンス・リース取引といい、それ以外のものを所有権移転外ファイナンス・リース取引という。

エ ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。

また、ファイナンス・リース取引のリース債務については、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。

キ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点1－3) 転リース取引の会計 処理の明示の必要が あるか。	②転リース取引について ○ 社会福祉連携推進法人における『資産の貸付業務』は、契約内容によっては「解約不能（ノンキャンセラブル）」及び「フルペイアウト」といったファイナンス・リース取引に該当し得る形式的要素を有しており、また、同一物件を第三者に概ね同一条件で再リースする構造を踏まえると、形式的には転リース取引に該当する側面を有する。 しかしながら、本スキームにおいては、社会福祉連携推進法人は資産の使用 方法・用途・利用主体を独立して決定する裁量を有しておらず、また資産の価 値変動リスクや残存価値リスクも実質的に負担していない。このため、当該社 会福祉連携推進法人が資産の使用権を実質的に支配しているとは認められない。 ○ <u>したがって、今回追加された『資産の貸付業務』においては、社会福祉連携 推進法人が借手としてのファイナンス・リース取引は成立せず、これを前提と する転リースの会計処理（使用権資産、リース債務、リース債権等の計上）は 適用しないと整理してはどうか。</u>

論点1 社会福祉連携推進法人の業務（資産の貸付業務の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点1－4) 社会福祉法人会計基準における勘定科目の追加の必要があるか。	○ <u>社会福祉連携推進法人が『資産の貸付業務』を行うことを踏まえ、社会福祉法人会計基準（省令）等を改正し、下記の勘定科目（大区分）を追加してはどうか。</u> (案) ・ 社会福祉連携推進業務賃貸収入 ・ 社会福祉連携推進業務賃貸支出 ・ 社会福祉連携推進業務賃貸収益 ・ 社会福祉連携推進業務賃貸費用

論点2 社会福祉連携推進法人の業務(社会福祉事業等の追加)に関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点2-1) 損益計算書内訳表の様式を変更する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、損益計算書内訳表には社会福祉事業等の記載欄が無いため、様式を変更する必要があると考えられる。
(論点2-2) 社会福祉事業等に関する勘定科目の追加の必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、勘定科目の設定の必要性について整理する必要があると考えられる。
(論点2-3) その他の業務から生じた収益の取扱いについて、計算書類の様式を変更する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行う場合、法人の設立目的である社会福祉連携推進業務以外として、その他の業務に含まれることとなるが、その他の業務には収益の1/2を社会福祉連携推進業務会計に振り替える規定が設けられている。 ○ しかし、現状の計算書類では振り替えを反映できる様式となっていないため、法人の内部管理資料に委ねる形式となっており、また、会計処理が示されていないことから、計算書類の様式を整備する必要があると考えられる。
(論点2-4) 国庫補助金等の会計上の取扱いについて規定する必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、国庫補助金等特別積立金の会計処理について、社会福祉連携推進法人会計基準の改正の必要性を整理する必要があると考えられる。

論点3 社会福祉連携推進法人の業務(その他)に関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点3) その他	その他改正が必要な論点がないか網羅的に検討する。

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点

対応の方向性

（論点2－1）
損益計算書内訳表の
様式を変更する必要
があるか。

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、損益計算書内訳表には社会福祉事業等の記載欄が無いため、様式を変更する必要があると考えられる。
- この点について、社会福祉連携推進法人会計基準（省令）を改正し、損益計算書内訳表を下記のように現行の「その他の業務会計」欄を「社会福祉事業等」と「その他」の2つに分ける形で様式を変更してはどうか。

○社会福祉連携推進法人会計基準
（令和三年厚生労働省令第百七十七号）

第二号第二様式（第十九条関係）

社会福祉連携推進法人名

損益計算書内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

「社会福祉事業等」と
「その他」の2つに分ける

（単位：円）

勘定科目		社会福祉連携推進業務会計							その他の 業務会計	法人 会計	合計
		地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務	物資等供給業務	共通			
収益	受取会費										
	業務収益										
	社会福祉連携推進業務収益										
	社会福祉連携推進業務受取利息										
	その他業務収益										
	補助金等収益										

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点2-2) 社会福祉事業等に関する勘定科目の追加の必要があるか。	○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉事業等を行うことを踏まえ、勘定科目の設定が必要か検討する必要がある。 ○ 現行、社会福祉連携推進法人の勘定科目は、一般社団法人では勘定科目に関する詳細な設定がないことから、社会福祉法人の勘定科目を基本としつつも、社会福祉事業を行うことができないこと等を踏まえ、利用者や補助金などに関連する科目は設定していない。また、計算書類の勘定科目については、中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとするが、追加・修正はできないものとされている。 ○ <u>この点について、現行の会計基準が、社会福祉法人会計基準に慣れ親しんだ方々が社会福祉連携推進法人の計算書類等を作成することを念頭に、実務担当者にとって過度な負担とならないよう配慮した経緯があることを踏まえ、社会福祉連携推進法人会計基準（省令）等を改正し、社会福祉法人の勘定科目を基本として、新たに社会福祉事業等に関する勘定科目を追加してはどうか。</u>

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点

（論点2－3）
その他の業務から生じた収益の取り扱いについて、計算書類の様式を変更する必要があるか。

対応の方向性

- 社会福祉連携推進法人が、法人の設立目的である社会福祉連携推進業務以外として『その他の業務』を実施する場合には、その収益の1/2を社会福祉連携推進業務会計に振り替える規定が設けられている。
※その他の業務のうち、今回追加される『社会福祉事業等』は除く。
- しかし、現状の計算書類では振り替えを反映できる様式となっていないため、法人の内部管理資料に委ねる形式となっており、計算書類の様式を整備する必要がある。
- この点について、社会福祉連携推進法人会計基準（省令）を改正し、損益計算書内訳表に下記のような「他会計振替額」の欄を追加をしてはどうか。

○社会福祉連携推進法人会計基準
（令和三年厚生労働省令第百七十七号）

第二号第二様式（第十九条関係）

社会福祉連携推進法人名

損益計算書内訳表

（自）令和 年 月 日 （至）令和 年 月 日

（単位：円）

勘定科目	社会福祉連携推進業務会計								その他の 業務会計	法人 会計	合計
	地域福祉支援業務	災害時支援業務	経営支援業務	貸付業務	人材確保等業務	物資等供給業務	共通	小計			
特別費用計(9)											
特別増減差額(10)=(8)-(9)											
税引前当期活動増減差額(11)=(7)+(10)											
法人税、住民税及び事業税(12)											
法人税等調整額(13)											
当期活動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)											

「他会計振替額」
を追加

論点2 社会福祉連携推進法人の業務（社会福祉事業等の追加）に関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
（論点2－4） 国庫補助金等の会計上の取扱いについて規定する必要があるか。	○ 現状は、社会福祉事業等を行うことができず、社会福祉法人のように施設整備は原則として想定されないことを踏まえ、社会福祉法人のような国庫補助金等特別積立金の会計処理は規定していない。しかし、社会福祉事業等を実施する場合、施設整備にかかる補助金等を受領することが想定されるため、国庫補助金等特別積立金の会計処理を規定することについて、検討する必要がある。 ○ また、注記や附属明細書の追加の必要性についても検討する必要がある。 注記については、社会福祉法人会計基準における計算書類等の種類、国庫補助金等特別積立金の取崩し、担保資産、合併等の概要の項目は規定していない。 附属明細書は、固定資産明細書、引当金明細書、資金収支明細書、社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書の4種類のみとなっている。 ○ <u>この点について、現行の会計基準が、社会福祉法人会計基準に慣れ親しんだ方々が社会福祉連携推進法人の計算書類等を作成することを念頭に、実務担当者にとって過度な負担とならないよう配慮した経緯があることを踏まえ、社会福祉連携推進法人会計基準（省令）等を改正し、国庫補助金等特別積立金の会計処理を設定することとし、勘定科目、注記、附属明細書を設定してはどうか。</u> （案）・施設整備等補助金収入 ・施設整備等補助金収益 ・国庫補助金等特別積立金取崩額 ・国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等） ・国庫補助金等特別積立金積立額 ・国庫補助金等特別積立金

(参考) 社会福祉法人と社会福祉連携推進法人の「注記」の比較

号	注記事項の内容（要約）	社会福祉法人	社会福祉連携推進法人
一	継続事業の前提に重要な疑義がある場合の事項	規定あり	規定あり
二	重要な会計方針（資産評価、減価償却、引当金等）	規定あり	規定あり
三	会計方針の変更（理由・影響額）	規定あり	規定あり
四	採用している退職給付制度	規定あり	規定あり
五	作成する計算書類並びに拠点区分・サービス区分	規定あり	規定なし
六	基本財産の増減の内容及び金額	規定あり	制度自体が存在しない
七	国庫補助金等特別積立金の取崩し（理由・金額）	規定あり	制度自体が存在しない
八	担保に供している資産	規定あり	規定なし
九	減価償却累計額を直接控除表示した固定資産の内訳	規定あり	規定あり
十	徴収不能引当金を直接控除表示した債権の内訳	規定あり	規定あり
十一	満期保有目的債券の内訳・帳簿価額・時価等	規定あり	規定あり
十二	関連当事者との取引内容	規定あり	規定あり
十三	重要な偶発債務	規定あり	規定あり
十四	重要な後発事象	規定あり	規定あり
十五	合併・事業譲渡又は譲受けの概要	規定あり	規定なし
十六	その他、資金収支・純資産・財政状態を明らかにする事項	規定あり	規定あり

※今回の基準改正において、赤文字の注記事項を社会福祉連携推進法人会計基準においても追加することを想定している。

(参考) 社会福祉法人会計基準での注記

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金 * * * 円及び国庫補助金等特別積立金 * * * 円を取り崩した。

(参考) 社会福祉法人と社会福祉連携推進法人の「附属明細書」の比較

号	附属明細書の名称	社会福祉法人	社会福祉連携推進法人
一	借入金明細書	規定あり	社会福祉連携推進業務貸付金（借入金）明細書として規定あり
二	寄附金収益明細書	規定あり	規定なし
三	補助金事業等収益明細書	規定あり	規定なし
四	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	規定あり	区分制度が存在しない
五	事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書	規定あり	区分制度が存在しない
六	基本金明細書	規定あり	基本金制度なし
七	国庫補助金等特別積立金明細書	規定あり	制度自体が存在しない
八	基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）明細書	規定あり	固定資産明細書として規定あり
九	引当金明細書	規定あり	規定あり
十	拠点区分資金収支明細書	規定あり	拠点区分制度なし
十一	拠点区分事業活動明細書	規定あり	拠点区分制度なし
十二	積立金・積立資産明細書	規定あり	規定なし
十三	サービス区分間繰入金明細書	規定あり	サービス区分制度なし
十四	サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書	規定あり	サービス区分制度なし
十五	就労支援事業別事業活動明細書	規定あり	就労支援事業を行わない
十六	就労支援事業製造原価明細書	規定あり	同上
十七	就労支援事業販管費明細書	規定あり	同上
十八	就労支援事業明細書	規定あり	同上
十九	授産事業費用明細書	規定あり	授産事業を行わない
その他	資金収支にかかる計算書類	資金収支計算書	資金収支明細書（規定あり）

※今回の基準改正において、赤文字の附属明細書を社会福祉連携推進法人会計基準においても追加又は修正することを想定している。 18

2 他の法人形態で適用されている会計 基準や会計処理の適用の要否について

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点整理

論点	検討の方向性
(論点4－1) 新リース会計基準の適用の可否について	○ 社会福祉法人において、新リース会計基準の適用の必要性について検討する必要がある。
(論点4－2) こども誰でも通園制度にかかる勘定科目の追加について	○ 2026年4月1日より、こども誰でも通園制度が開始されたが、現状、勘定科目の設定を行っていない。 ○ 新たな勘定科目の設定が必要か、また、その場合には勘定科目の名称について検討する必要がある。
(論点4－3) 満期保有目的の債券について	○ 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」（局長通知）において、満期保有目的の債券を「一部」売却した場合の取り扱いについて規定しているが、「全部」を売却した上で変更を行った年度及びその翌年度において取得した場合には、満期保有目的の債券として処理している事例があるため、全部の売却を想定した規定の必要性について検討する必要がある。
(論点4－4) 偶発債務に関する注記について	○ 社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付制度における法人保証について、注記の必要性を検討する必要がある。
(論点4－5) その他	○ 勘定科目の追加等について網羅的に検討する。

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点4-1) 新リース会計基準の適用の要否について	○ 企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」（以下、「新リース会計基準」という。）の公表により、企業会計におけるリース会計基準が改正され、国際的な会計基準と同様に、新リース会計基準において借り手は、リース取引について「使用権資産」と「リース債務」を貸借対照表に計上することになる。（2028年3月期より原則適用、2026年3月期より早期適用可能） ○ <u>この点について、社会福祉法人においては、上場企業等とは取引の規模や複雑性、利害関係者の範囲などが異なることから、必ずしも企業会計と同水準の会計処理は求められていないと考えられ、また、新リース会計基準導入に伴う負担が大きいことが想定されることから、新リース会計基準は適用しないと整理してはどうか。</u> ○ <u>このことに伴い、関係通知を改正して、リース会計基準に準じて会計処理を行うとする現行の記載を見直し、その上でリース取引にかかる従来の会計処理のなかで関係通知において明示されていなかった取扱いを追加してはどうか。</u> ※関係通知： ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて（局長通知） ・社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（課長通知） （削除案） 【課長通知（一部抜粋）】 20 リース会計について （1）リース会計処理について 企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・対応の方向性

論点

(論点4-1)
新リース会計基準の
適用の要否について

対応の方向性

(追加案(なお、太字部分が追加箇所))

【局長通知(一部抜粋)】

8 リース取引に関する会計(会計基準省令第4条第1項関係)

1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。

(1) リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。

(2) 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものを所有権移転ファイナンス・リース取引といい、それ以外のものを所有権移転外ファイナンス・リース取引という。

(4) ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。

また、ファイナンス・リース取引のリース債務については、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。

(7) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点4－2) こども誰でも通園制度にかかる勘定科目の追加について	○ 2026年4月1日より、こども誰でも通園制度が開始されたが、現状は勘定科目の設定が行われていない。 ○ 新たな勘定科目の設定が必要か、また、その場合には勘定科目の名称について検討する必要がある。「社会福祉法人会計基準省令」（平成28年厚生労働省令第79号）別表第一及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長等通知）別添3の改正等について検討する。 ○ <u>こども誰でも通園制度について、保育所等と併設される場合が多いと考えられるため、一般的には、保育事業として会計処理することとなるが以下のような勘定科目を追加してはどうか。</u> 案：資金収支計算書（第一号第四様式） －事業活動による収入 －保育事業収入 －乳児等支援給付費収入 －乳児等支援給付費収入 －利用者負担金収入 事業活動計算書（第二号第四様式） －サービス活動増減の部 －保育事業収益 －乳児等支援給付費収益 －乳児等支援給付費収益 －利用者負担金収益

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点4－3) 満期保有目的の債券 の売却について	○ 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」(局長通知)、及び「社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い」(局長通知)において、満期保有目的の債券を「一部」売却した場合の取り扱いについて規定しているが、満期保有目的の債券の「全部」を売却し、別の債券を取得した場合に、保有目的の変更を行った年度及びその翌年度であるにもかかわらず、再び満期保有目的の債券として処理している事例があるため、現場で誤解が生じている可能性がある。 ○ <u>この点について、まずは現場での誤解を解消することを目的に、事務連絡(Q&A)に下記の内容を追加し、併せて、金融商品会計基準を参考に例外規定についても周知することにより、本取扱いを徹底することとしてはどうか。</u> (案) 問 満期保有目的の債券の全部又は一部を償還期限前に売却した場合、保有目的の変更及びその後の満期保有目的債券への分類に規制はあるか。 (答) ・ 満期保有目的の債券とは、法人が満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力に基づいて保有する債券であり、償還期限前に売却を行った場合には、保有目的の変更があったものとして、満期保有目的の債券に分類された残り全ての債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。 ・ また、満期保有目的の債券の「全部」を売却した場合であっても、保有目的の変更があったものとして捉えることから、「一部」を売却した場合と同様、保有目的の変更を行った事業年度を含む2事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点4－4) 偶発債務に関する注記について	○ 「介護福祉士修学資金等貸付制度」においては、実施主体である社会福祉協議会等が貸付けを実施する際に、貸付けを受けようとする者は保証人を立てる必要がある。制度上、未成年者である場合の保証人は法定代理人でなければならないとされている一方、それ以外の者については保証能力のある個人又は法人でも差し支えないこととされている。 ○ このことについて、近年、貸付けを受けようとする者が、外国人介護人材などの場合に、就労(予定)先の社会福祉法人が法人保証をする機会が増えているとの声がある。 ○ 当該貸付制度は、一定期間、介護業務等の返還免除対象業務に従事することにより、貸付額に係る返還の債務免除の仕組みが設けられているが、外国人介護人材の採用に積極的な法人においては、保証債務残高が相当程度積み上がる状況にある。 ○ <u>この点については、今後も、外国人介護人材の増加が見込まれ、注記の重要性が増してくることから、事務連絡（Q&A）により、計算書類に重要な偶発債務として注記をする際の考え方を周知し、その趣旨を徹底することとしてはどうか。</u>

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点4－4) 偶発債務に関する注記について	(案) 問 会計基準第三章第五節計算書類の注記の「十三 重要な偶発債務」はどのように記載すればよいのか。 (答) 偶発債務は、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実には発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいい、将来債務を負う又は損害を被る可能性が年度末日において既に存在しているため注記が求められるものである。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 なお、注記対象となる偶発債務は下記記載例に限らないことに留意する必要がある。 【記載例】 (1) 債務保証を行った場合 下記について債務保証を行っている。 職員等の介護福祉士修学資金等貸付制度を利用した修学資金の借入れ ×××円 (2) 係争中の事件がある場合 当法人を被告とする〇〇事件について△△と係争中であり、×××円の損害賠償請求を受けている。 (3) 手形の割引又は裏書を行った場合 手形の割引高 ×××円 手形の裏書譲渡高 ×××円

論点4 社会福祉法人会計基準の見直しに関する論点

論点・対応の方向性

論点	対応の方向性
(論点4－5) その他 拠点区分事業活動明細書の様式について	○ 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」（局長通知）の「4 内部取引の相殺消去について」において、「なお、サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書（別紙3（⑩））及び拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））において相殺消去するものとする。」と規定されているが、現状の拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））に資金の繰入や資産の移管にかかるサービス区分間取引を相殺消去する箇所がない。 ○ <u>拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））が経常増減差額までの表示となっていることが原因であるため、局長通知を改正して、拠点区分事業活動計算書（第二号第四様式）の経常増減差額以降の部分、拠点区分事業活動明細書（別紙3（⑪））にも追加し、加えて、資金の繰入や資産の移管にかかるサービス区分間取引を相殺する際に用いる勘定科目を追加してはどうか。</u> （案）・サービス区分間繰入金収益 ・サービス区分間繰入金費用 ・サービス区分間固定資産移管収益 ・サービス区分間固定資産移管費用